

六、八時間労働制ノ實施

現在十時間ニ對スル日給ヲ八時間ニ引直スコト

七、最低賃金制定

日給二円五十錢

申合せ

- 一、各団体ヨリ委員ヲ選定シ上京セシメ決議案ヲ政府當局ニ對シ建議案トシテ提出シ速カニ實施セシムコトヲ申出ル上共ニ各政黨ヲ動カシテ之カ實現ニ對シ最善ノ努力ヲ拂フコト
- 二、遊説隊ヲ組織シテ官業労働者ノ大同團結ヲ促進スベク横須加、吳、舞鶴、佐世保等ニテ演説會ヲ開催スルコト

古ノナキナリ

中ノナキ

軍縮問題ノ要ニシテ外務省ノ事情

軍縮問題ノ要ニシテ外務省ノ事情  
 職工ノ解雇をんや 彼等ノ土地ヲ若クハ 宣傳セシムコト  
 付セントシムルハ 彼等ノ 諸問題 總ハ全五ニテ  
 以上ノ米業者ノ出ルトノ 理想ヲ以テ 職業ニシテ  
 此機を利利用シテ 一職職工ノ 動搖ヲ誘起セシム  
 結果多ク不安ノ念ニ 馳シヨシ 傾向アリ 今  
 信託ノ 解雇をんや 不安ナキニ 出ルコトハ 往後  
 事セシムコトノ 為明ク 異ハ 漸ク 安否ニ 不安ノ念ヲ  
 一掃シタリ